

秀明大学コンプライアンス委員会規程

(目的)

第 1 条 この規定は、学校法人秀明学園コンプライアンス規程に基づいて、秀明大学（以下、「本学」という）に置かれる秀明大学コンプライアンス委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会)

第 2 条 本学におけるコンプライアンスを推進するために秀明大学コンプライアンス委員会(以下、「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) コンプライアンスの推進に係る重要な方針の策定に関すること。
- (2) コンプライアンスの推進のための啓発及び教育・研修に関すること。
- (3) コンプライアンスに係る通報事案の再発防止策の策定に関すること。
- (4) その他コンプライアンスの推進に関する重要事項

(委員会の構成)

第 3 条 委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 学長
- (2) 事務局長
- (3) 学校教師学部長
- (4) 看護学部長
- (5) 総合経営学部長
- (6) 英語情報マネジメント学部長
- (7) 観光ビジネス学部長
- (8) 教務部長
- (9) 学生部長
- (10) 就職部長

2 委員会には委員長 1 名を置く。

3 前項の委員長は理事長が任命する。

附 則

この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。